



平成 25 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 東京エレクトロン デバイス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 栗木 康幸  
(コード番号：2760 東証第一部)  
問合せ先 総務部長 土肥 健史  
(電話 045 - 443 - 4000)

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更並びに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更並びに期末配当予想の修正等について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社普通株式の売買単位を 100 株とするため、1 株を 100 株に分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、当該株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主が所有する当社普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

平成 25 年 8 月 28 日（水曜日）現在の発行済株式総数を基準に試算すると以下のとおりとなります。

株式分割前の発行済株式総数	106,000 株
今回の分割により増加する株式数	10,494,000 株
株式分割後の発行済株式総数	10,600,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	25,600,000 株

##### (3) 分割の日程

基準日 公告日	平成 25 年 9 月 13 日（金曜日）
基準日	平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）
効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）

（ご参考）平成 25 年 9 月 26 日（木曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 定款変更の理由

「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）を効力発生日として当社定款の一部を変更いたします。

#### (2) 定款変更の内容

- ① 当社の発行可能株式総数を株式の分割割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を導入し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条（単元株式数）を新設いたします。
- ③ 上記の変更（第 7 条の新設）に伴う条数の変更を行います。
- ④ 現行定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更及び第 7 条（単元株式数）の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則を設けることといたします。

（下線部が変更箇所）

現行定款	変更後
第 1 条～第 5 条 <条文省略>	第 1 条～第 5 条 <現行どおり>
第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>256,000 株</u> とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>25,600,000 株</u> とする。
<新設>	<u>第 7 条（単元株式数）</u> <u>当社の単元株式数は、100 株とする。</u>
第 <u>7</u> 条～第 <u>36</u> 条 <条文省略>	第 <u>8</u> 条～第 <u>37</u> 条 <現行どおり>
<新設>	<u>附 則</u> <u>第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。なお、本附則は、同効力発生日をもって削除する。</u>

## 5. 期末配当予想の修正

平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として当社普通株式 1 株を 100 株に分割することに伴い、平成 26 年 3 月期の 1 株当たり期末配当予想につきましては、平成 25 年 4 月 26 日付「平成 25 年 3 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載した金額を次のとおり修正いたします。

	1 株当たり配当金		
	第 2 四半期末	期末	合計
前回予想 (平成 25 年 4 月 26 日公表)	3,000 円	3,000 円	6,000 円
今回予想	3,000 円 <sup>(注1)</sup>	30 円 <sup>(注2)</sup>	— <sup>(注3)</sup>
前期実績(平成 25 年 3 月期)	3,300 円	3,300 円	6,600 円

- (注) 1 平成 26 年 3 月期の中間配当 (第 2 四半期末) は、平成 25 年 9 月 30 日現在の株主名簿に基づき株式分割実施前の株式に対して実施いたします。
- 2 期末の 1 株当たり配当金は、株式分割実施後の株式数を基準として実施いたしますので、前回予想の 1 株当たり 3,000 円の 100 分の 1 の金額となります。
- 3 第 2 四半期末における 1 株当たり中間配当予想 3,000 円と株式分割後の 1 単元 (100 株) 当たりの期末配当予想 (3,000 円) の合計は 6,000 円となり、前回予想からの実質的な変更はありません。

## 6. その他

(1) 今回の株式分割に際して、当社の資本金の額の増減はありません。

### (2) 新株予約権の調整

今回の株式分割実施に伴い、新株予約権の内容については効力発生日 (平成 25 年 10 月 1 日) 以降次のとおり調整いたします。

#### ① 第 1 回新株予約権 (平成 16 年 9 月 16 日発行)

	調整前	調整後
新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数	当社普通株式 2 株	当社普通株式 200 株
新株予約権行使時の 1 株当たり払込金額	340,439 円	3,405 円

#### ② 第 2 回新株予約権 (平成 17 年 9 月 1 日発行)

	調整前	調整後
新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数	当社普通株式 1 株	当社普通株式 100 株
新株予約権行使時の 1 株当たり払込金額	281,492 円	2,815 円

以 上